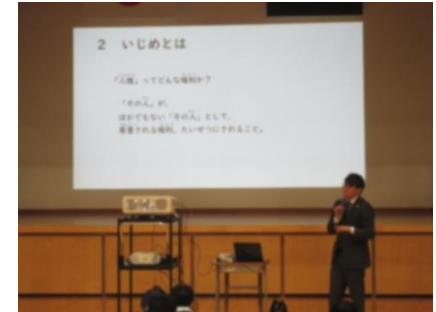


## 2年生 弁護士による「いじめ予防授業」を行いました！

• 期日等 1月17日（水） 5限 体育館

• 講師 清水法律事務所の弁護士  
※県教委の事業として実施



• 目的 講師のお話やグループ討論を通して、下記を再認識する。

- **いじめは人権侵害であり、いじめは許されないことである**
- **お互いの人権を守るためにも、いじめを起こさない環境を作っていきましょう。**



★事例の中から、「いじめ」について考えました。

- ・いじめを受けた人が「嫌だ」と言える(=大きな No)とよい。
  - ・被害者が「大きな No」を言うことは勇気が必要
- そのようなときは、**周囲の友達**の「小さな No」がとても大切

※「小さな No」の例

- ・大人(先生や保護者等)に相談する。
- ・いじめられている人の逃げ場所になる。

(話を聞く・相談にのる 等)

- ・「あの言動は良くないことだね」と話し合う。

→いじめを許さない雰囲気づくり